

令和6年3月22日
国土交通省関東地方整備局
総務部

指名停止措置について

関東地方整備局は、株式会社サトイ設計工務（所在地 埼玉県志木市）に対して、指名停止措置を行いました。

詳細は別紙のとおりです。

<発表記者クラブ> 竹芝記者クラブ 埼玉県政記者クラブ 神奈川建設記者会

<問い合わせ先>

関東地方整備局 総務部

電話：048-601-3151（代表） FAX：048-600-1370

契約課 課長 佐野 幸雄 （内線：2511）

契約課 課長補佐 西原 弘之 （内線：2517）

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者	住所
株式会社サトイ設計工務	埼玉県志木市館2-1-6-304

2. 指名停止措置期間

令和6年3月22日から令和6年4月21日まで（1ヵ月）

3. 指名停止措置対象区域：関東地方整備局管内

4. 事実概要

当該業者は、千葉県船橋市内の民間工事において、特定建設業の許可を有していないにも関わらず、建設業法第3条第1項第2号の政令で定める金額以上となる下請契約を締結した。このことは、同法第16条第2号の規定に違反し、同法第28条第1項本文に該当する。

また、同工事にて、同法第3条第1項の許可を受けずに建設業を営む者と、政令で定める金額以上となる下請契約を締結したことは、同法第28条第1項第6号に該当すると認められるとして、令和6年1月16日、埼玉県知事から監督処分（指示）を受けた。

5. 指名停止措置理由

有資格業者である当該業者が、建設業法に違反したとして埼玉県知事から監督処分（指示）を受けたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号）別表第2第13号（建設業法違反行為）に該当する。

<指名停止措置要領別表第2第13号>

措置要件	期間
(建設業法違反行為) 13 当該部局が所管する区域内において、建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき（次号に掲げる場合を除く。）。	当該認定をした日から1ヵ月以上9ヵ月以内